

# 厳格な本人確認で不正防止

## 各種届出と交付請求



戸籍・住民基本台帳は、個人の情報が記載されている大切な帳簿ですが、最近、各地

で第三者による住民基本台帳カードの不正取得や、虚偽の届出などの事件が起こっています。

これらに記載された個人情報を保護するため、各種届出や証明書等を取得の際には、戸籍法と住民基本台帳法の下、厳格な確認を行っていますので、ご協力ををお願いします。

◆届出や交付請求の際には本人確認できるものが必要です

▼対象となるもの  
①届出・認知届、婚姻届、離

②①に該当するものが無い場合、その他本人であること

を確認するために適当なもの

2つ以上

◆他人の戸籍証明書や住民票

社の身分証明書(社員証)など

△例…保険証、年金手帳、会

合は、その他本人であること

を確認するために適当なもの

△①に該当するものが無い場

合は、その他本人であること

を確認するために適当なもの

△②法定代理人(親権者、後見

人、保佐人、補助人)・戸籍

△①任意代理人(請求できる人

に頼まれて代わりに来た方)

△委任状、本人確認ができる

△代理による交付請求の場

合に必要となるもの

△①任意代理人(請求できる人

に頼まれて代わりに来た方)

△委任状、本人確認ができる